

東京電力・福島第一原発事故「自死」事件への「判決」

20140826

事務局次長 柿 沼 真 利

2011年3月11日、あの東京電力・福島第一原発事故の発生から約3年半の時間が経とうとしています。

そんな中、本日（8月26日）、福島地裁にて、一つの判決が言い渡されました。原発事故を理由として、従前の居住・生活環境からの避難生活を余儀なくされ、結果自ら命を絶ってしまった方のご遺族の方による損害賠償請求の事件に関するものです。

事件概要

福島原発被害弁護団HP <http://www.kanzen-baisho.com/#!jishi2/css6>

平成23年3月11日の東日本大震災を契機として発生した福島第一原子力発電所事故は、きわめて広範囲の地域の放射能によって汚染させ、多くの人々が、突然、生まれ育った故郷から引き離され、長期間にわたる過酷な避難生活を余儀なくされました。

突如として、生活の基盤、財産を奪われ、仕事を失い、子どもの遊び場・学習の場は喪失し、家族はばらばらになりました。ごく当たり前のように過ごしていた日々の暮らし、地域社会、環境が破壊されてしまいました。その被害は今なお見通しが立っていません。

長く住み慣れた地域をまるごと失うということは、財産的な被害を生じさせるにとどまりません。自らの人生において育んできた地域コミュニティを奪われることによる底知れぬ喪失感、なじみのない不慣れで不便な避難先の生活での圧迫感、いつ帰れるかもわからない・もう帰れないかもしれないという絶望は、耐え難い精神的ストレスを負わせるものです。多くの避難者が、避難生活により精神的疾患、ないしそれに準じた状態に陥っているという調査もあります。

そして、原発事故の恐ろしさは、この耐え難いストレスを避難者全て一健康な成人のように強いものだけでなく、このようなストレスに弱いもの、お年寄り、子ども、障がい者のような弱い者も一対し、あまねく押しつけたことにあります。

弱い者へのストレスは、重篤な健康増悪によりその者を死に至らしめたり、また、精神疾患による自死を招くという「原発関連死」を多数生じさせています。そして、この最悪の事態は、すべての者を巻き込むという特性から生じる原発事故の必然的な結果なのです。

福島県伊達郡川俣町山木屋に住んでいた渡辺はま子さんは、山木屋地区で生まれ育ち、同郷の夫と結婚し、3人の子とともに、山木屋に居を構えた生活を営んでいました。

はま子さんは、農業や養鶏の仕事をしながら、家族や地域の人々とともに、四季により移り変わる山木屋の自然に抱かれながら、ずっとずっと暮らしていくはずでした。

しかし、本件原発事故により、山木屋地区も4月22日で計画的避難区域に指定され、はま子さんの家族も避難を余儀なくされました。慣れないアパート暮らしとなり、家族はバラバラになり、仕事も失いました。

そして、平成23年7月1日、はま子さんは、自宅に一時帰宅した翌日の朝、自ら命を絶ったのです。享年58歳でした。

はま子さんは、原発事故によって、山木屋を失い、そこでの人生そのものを失ったのです。故人の無念は計りしれません。また、残された家族の悲嘆は、決して書面では書き表せないものです。

この事件につき、福島地裁は、東京電力に対し、約4900万円の支払いを命じる判決を言い渡しました。

以下、これに関する報道です。

引用：朝日新聞デジタル 2014年8月26日13時25分

<http://www.asahi.com/articles/ASG8V0S8SG8TUGTB00Y.html>

原発事故後に自殺、東電に4900万円賠償命令

東京電力福島第一原発の事故後、政府の指示で福島県川俣町から避難を強いられ、一時帰宅中に焼身自殺した女性の遺族が東電に計約9100万円の賠償を求めた訴訟で、福島地裁（潮見直之裁判長）は26日、東電に約4900万円の支払いを命じる判決を言い渡した。

訴えていたのは、亡くなった渡辺はま子さん（当時58）の夫の幹夫さん（64）ら遺族4人。遺族側の弁護団によると、原発事故と自殺の因果関係を認めた判決は初めて。

はまさんは原発事故から約3カ月後の2011年6月、川俣町山木屋地区の自宅から福島市に避難した。勤めていた山木屋地区の農場の閉鎖によって仕事を失い、慣れないアパート暮らしで不眠や体重減少に苦しみ、「山木屋に戻りたい」と繰り返した。約3週間後、一時帰宅中の自宅の庭先で焼身自殺した。

裁判では、はまさんの自殺について、原発事故が原因だと言えるかが争われた。遺族側は「山木屋の豊かな自然や温かい交流のあった地域社会などを突然奪われ、うつ状態となり自殺につながった」と主張。東電は「(はまさんの) 脆弱（ぜいじゃく）性も影響している」などと争っていた。

そして、同事件の弁護団は、以下のように、声明を出しています。

弁護団声明

http://media.wix.com/ugd/8b6c85_b0c3c97403904dcb8aab439a216e8804.pdf

原発自死事件判決に対する弁護団声明

平成26年8月26日

福島原発被害弁護団
共同代表 小野寺 利 孝

平成26年8月26日、福島地方裁判所は、東京電力株式会社に対し、福島第一原子力発電所における事故（以下「原発事故」）による自死被害者の遺族へ損害賠償を支払うよう命じる判決（以下「本判決」）を言い渡しました。

本判決について、当弁護団は、以下のとおり声明を発表いたします。

1 本判決の事案の概要

2011年3月11日に発生した原発事故は、多くの人々に深刻にして多様な被害をもたらしました。

その究極の被害とも言えるのが、事故による耐えがたい精神的苦痛を原因とする避難者の自殺、「原発自死」であり、本件事案もその一つです。

自然豊かな福島県伊達郡川俣町山木屋に暮らしていた農家の主婦渡辺はま子さんは、夫、子供らの家族、地域の人々、豊かな自然に囲まれておだやかで幸せな生活を過ごしていました。しかし、原発事故により、はま子さんは、自宅と大切に育てた菜園を奪われ、夫と一緒に勤めていた生業を奪われ、家族一緒に暮らしを奪われ、地域のふれあいを奪われました。はま子さんは、ふるさと山木屋での豊かな生が一気に喪失していくことに耐え切れず、2011年7月1日、山木屋の自宅に一時帰宅中、自ら命を絶しました。

はま子さんの遺族は、平成24年5月18日、東京電力株式会社に対し、はま子さんが亡くなったことについての慰謝料等の損害賠償を請求するため、福島地方裁判所に提訴し、2年3ヶ月後余の審理を経て、本日の判決と至りました。

2 本判決の内容と意義

本判決では、本件事故により山木屋での生活をし得なかったことによるストレスをはじめ強いストレス要因となる数々の出来事を、予期なく遭遇することとなった極めて過酷な経験がはま子に耐えがたい精神的負担を強いて、うつ状態にし、自死に至らしめたものであるとして、原発事故とはま子さんの自死との間の法的な因果関係を認めました。

原発事故によって、はま子さんのみならず、避難を余儀なくされた多くの地域住民が、大きな精神的苦痛を受けることを本判決は正面から認めており、原発事故による、広範かつ継続的な精神的被害を認めた初の司法判断であるとして、極めて大きな意義を有するものです。

また、本判決は、はま子さんのストレスに対する耐性の弱さを考慮して、損害額の2割を減額するという判断（心因性の減額）を下しました。東京電力の起こした原発事故の重大性を考えれば、本来は減額が認められるべきではありませんが、従来の自死に関する裁判例との比較からすれば、減額は小さく、原発事故による強いストレスを重視しており、意義のある判断と評価されます。

3 さいごに

東京電力は、本日の判決を真摯に受け止め、控訴することなく、原発事故の加害者として、原告らはま子さんの遺族に対して、心から謝罪し、判決に従って、償いを直ちに行なうべきです。

本判決は、原発事故による自死に対する最初の司法判断として、泣き寝入りを強いられている被害者の権利救済の道を大きく開いたものである。東京電力においては、この判決を機にこれら被害者救済に真剣に取り組むことを求めるものである。

以上

これから、東京電力・福島第一原発事故の被害救済に関する損害賠償請求に関する裁判について判決が続々と言い渡されると思われます。

東京電力・国は、今回の事故の被災者の方々に対し、完全な救済を行うべきです。

【追記】

上記事件につき、被告・東電側は、控訴を断念したという報道がありました（9月9日）